

一部事務組合下北医療センター議会第21回臨時会会議録

議事日程

平成24年11月30日（金曜日）午後2時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 9号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- (4) 議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	川下	八十美	9番	宮野	昭一
2番	目時	睦男	10番	岩泉	盛利
3番	佐賀	英生	11番	吉田	光男
4番	濱田	栄子	12番	川村	隆之
5番	浅利	竹二郎	13番	八戸	義之
6番	大瀧	次男	14番	金森	一規
7番	鎌田	ちよ子	15番	竹内	典和
8番	岡崎	健吾	16番	宮川	尚

欠席議員（なし）

出席説明員

管理者	宮下	順一郎	むつ総合病院 医事課長	田中	宏司
代表副管理者	金澤	満春夫	国民健康保険 大間病院事務長	佐藤	信彦
副管理者	越善	靖夫	国民健康保険 川内診療所事務長	橋本	敬司
副管理者	太田	健一	国民健康保険 協野沢診療所長	山本	信哉
むつ総合病院 事務局長	佐藤	重美	国民健康保険 風間浦診療所長	坂本	淳夫
事業本部事務局長 兼むつ総合 事務局長	嶋澤	信幸	東通地区診療 所長	成田	孝志
事業本部署 事務局長	飛内	導明	佐井地区診療 所長	中村	正和
むつ総合病院 事務局長	藤原	昭厚	監事	星	久南
むつ総合病院 事務局長	光野	義厚	監事	柳	谷昌人
むつ総合病院 事務局長	吉田	真			

出席事務局職員

事業本部署 事務局総括主幹	松山	勝	事業本部署 事務局主事	柳田	雄規
事業本部署 事務局係長	工藤	大介	事業本部署 事務局主事	高橋	征志
事業本部署 事務局主事	高田	耕次			

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第21回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、5番浅利竹二郎議員及び15番竹内典和議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第9号から議案第12号までを一括上程いた

します。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第9号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、特別理事でありますむつ総合病院長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、去る10月9日に出されました青森県人事委員会の勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、条文整備をするためのものであります。

次に、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について並びに議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。2議案は、両組合の構成団体であります三戸郡町村会館管理組合が解散することに伴い、組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について協議がありましたので、提案するものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その大要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、午後2時15分まで休憩

いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 議案審議を行います。

◇議案第9号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第9号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、3点についてご質問を申し上げます。

1つは、本議案は全国的な各県の状況を見ますと、必ずしも国の人事院勧告に準拠をして県の人事委員会が勧告をしているという状況にもないというふうに私は認識をしております。そういう中で青森県の人事委員会の勧告は、0.1カ月の期末手当の削減という勧告が出て、本議案もそれに準拠をして期末手当の0.1カ月分の削減の条例改正であるわけであります。

そこでお尋ねをしますが、県の人事委員会の勧告に準拠をしないで一時金を削減しない県内の自治体病院がないのかどうかお知らせを願いたいと思います。

2点目は、この期末手当削減によってむつ総合病院の職員1人当たりの平均削減額と削減総額を幾らに見込んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

3点目は、本議案は職員の労働条件に深くかわる事案であることから、当然のこととして労働組合との協議がされているだろうと認識をするわけでありますが、労使協議の経緯と内容をお知らせ願いたいと思います。

以上、3点についてよろしく申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、今回の人事委員会勧告に準拠せず一時金を削減しない自治体病院はないのかのご質問でございますけれども、県内の市町村におきましては、基本的に準拠するとの情報を得ておりますことから、独自の給与制度が可能である地方公営企業法の全部を適用する施設を除き、自

治体病院にあっては準拠するものと認識しております。しかしながら、個別施設の状況にあっては把握しておりませんことをご理解いただきたいと思います。

次に、ご質問の2点目、職員1人当たりの平均削減額と削減総額はどれくらいであるかのご質問でございますけれども、ご質問に対する答えが前後いたしますが、まず削減総額につきましては、下北医療センター全体で支給対象職員559名、約2,027万円となっております。これに伴いまして、職員1人当たりの削減額は、平均で3万6,257円となっております。

次に、ご質問の3点目、労使協議の経緯についてでありますけれども、去る11月8日、人事委員会勧告に準拠した内容により職員組合へ申し入れを行っております。その後11月16日に組合交渉を行い、職員の労働条件の改善等さまざまな分野について議論を行いました。最終的に期末手当の引き下げについては合意に至ることはありませんでした。しかしながら、県及びむつ市の状況について説明させていただいたことで、提案を行うことについては理解いただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 削減総額が2,027万円と、このようなことでの答弁でありました。それで、2点についてさらにお尋ねをするわけですが、私は本議案が地域経済に及ぼす影響というのは、この数字からいっても大きな影響があるだろうという認識をしています。特に日本のバブルが崩壊した以降、国全体の経済も停滞をしておりますし、それに比してむつ下北の地域経済というものについては、それ以上に全国的な状況より疲弊をしているというような状況にあるわけでありませ

そういう中で今回削減することによって、今後の職員の仕事に対する士気等については低下をするというようなことが懸念されるわけでありませぬ。この士気低下の部分についてどのように認識をして、今議案の提案に至ったものか、1点目お尋ねをしたいと思います。

2点目は、とりわけむつ総合病院では平成14年度から平成20年度までの7年間で第五次病院事業経営健全化計画を実施して、結果その中で不良債務の解消を図ってきたわけでありませぬ。この間職員の部分については4,300万円有余にわたっての給与の削減、さらに時間外手当のカット等を実施して、その中で看護基準を10対1から7対1にしてきました。しかし、要員確保はできないというような状況の中で10対1に戻さざるを得ない、こういう状況から、平成24年度の財政状況も鑑みたときに3億円有余の金額が減収となる、このことによって、むつ総合病院がまた赤字になるというような状況にもあるわけでありませぬ。

そういう中で、今回の一時金を削減するとなれば、私は職員の生活が苦しくなる、これは目に見えて感じるわけでありませぬし、加えて看護師さん等の要員確保が困難になると、こういうことも懸念をされるわけでありませぬ。看護基準の7対1への移行が困難になると思われませぬので、このことについてどのように当局として認識をしているのか、この2点についてさらにお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 職員の士気の下下についてでございますけれども、先ほど答弁でお答えしましたとおり、総額で約2,000万円、1人当たり約3万6,000円の減額となっておりますけれども、このことがすぐさま勤労意欲の下下に直結するとは考えておりませぬ。

下北医療センターでは、毎年研修研究費といった

しまして計上しておりますけれども、各種学会、研修会参加を積極的に支援し、最新情報の入手、先端技術の習得といった医療人ならではの欲求に対応しているところでございます。特にむつ総合病院の認定看護師取得支援制度や、聖マリアンナ医科大学附属病院での長期研修制度など、より専門性の高い職員育成に大きな効果を上げております。

今後におきましても、研修制度などソフト面でのさらなる充実を図ることで、モチベーションを高めてまいりたいと考えております。

次に、一時金の削減により看護師確保が困難となり、7対1看護基準移行がさらに厳しくなるのではないかとのご質問でございますけれども、就職を希望する方々が必ずしも給与水準など待遇条件を最優先の基準としているわけではないとの認識をいたしております。このことは、採用試験を通じまして、下北圏域の医療水準を高めたい、下北の人々の健康を守りたいとの受験者の熱い思いを感じているところであります。このことから、より高度な医療人の育成を図るため、職員に必要な研修制度等を整備、拡充することで職員の確保を進めてまいりたいと考えております。

また、平成22年度に導入いたしました看護師等修学資金貸与制度につきましては、毎年10名を超える看護学校卒業生が見込まれ、看護師確保に大きな貢献が期待されますことから、今後も継続して取り組む予定としております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 答弁いただきました。7対1への移行という部分については、私は看護師さんをやっぺいこうかという人については、それなりの犠牲なり将来的な自分の生き方の部分を含めて目標があるということについては、同じく私も認識をしています。しかし、生活等々その中で考え

たときに、やはり賃金等々の部分についても参考にするというふうなことは、これはもちろん他の部分含めてであろうかと思うわけであります。

そういう中での認識の違いの部分はあるわけですが、私が最後にご質問したいのは、むつ総合病院の場合には入院病棟は3交代勤務になっているわけでありまして。しかし、その仕事の内容が患者さん相手の仕事というようなことから、勤務時間が終了したといっても、その中で手が離せない。こういうふうな状況から、結果として残業での仕事を終えると、そして次の勤務者と交代をしていくというような状況が1カ月の中でもそれなりにあるというようなことをお聞きをしているわけでありまして。そこのところが、結果としてはサービス残業になっている、こういう実態等が1カ月の中で10日以上もあるというふうな状況も、夜勤の場合にはそのようなこともあるというふうなことも聞いているわけでありまして。

この辺の入院病棟の交代による勤務実態等々について、サービス残業の部分と夜勤勤務の部分の改善について、今後どのように見直していくつもりか、最後お尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 議員ご指摘のいわゆるサービス残業が日常的に行われているのではないかとご心配でございますけれども、それについては、その認識はありません。それで、希望日に代休を取得するということが困難であるということは耳にしております。

また、夜勤回数につきましても、10回を超える勤務者がおりますことは、以前から確認されておるところでございます。夜間専門員の募集などを行っておりますけれども、残念ながらその問題も解消には至っていないところでございます。

このことから、現在ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした委員会を設置いたしまして、

さまざまな観点に基づく取り組み策を講じることとしております。この取り組みの中で、より実態に即した勤務時間の運用や夜勤回数の平均化と回数の制限、さらには院内保育所の導入といったあらゆる可能性を模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。2番目時睦男議員。

（2番 目時睦男議員登壇）

○2番（目時睦男） 議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本議案は、県人事委員会の勧告に準拠し、本年12月の期末手当の支給割合を0.1カ月分減額し、来年度は6月と12月の期末手当の支給割合をそれぞれ0.05カ月分減額するというものであります。

むつ総合病院は、医療の一層の充実を図るため看護基準を10対1から7対1に変更したものの、必要要員を確保できず10対1に戻さざるを得ない実態にあります。この要因の一つに赤字解消を理由に独自の給与の引き下げやサービス残業の実態など、看護師等の労働条件悪化があり、さらに一時金の削減を実施すれば、仕事に対する意欲を低下させるばかりか、看護師確保にも悪影響を及ぼし、医療サービスの低下を招くことから本案に反対します。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田ちよ子） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第10号につきましてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者13人、起立しない者1人）

○議長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更に ついてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更に ついてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(鎌田ちよ子) これで、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第21回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時35分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 浅 利 竹 二 郎

一部事務組合下北医療センター議会議員 竹 内 典 和